

各都道府県介護保険担当課（室）

各保険者介護保険担当課（室） 御中

← 厚生労働省 老健局 介護保険計画課

介 護 保 険 最 新 情 報

今回の内容

住民基本台帳法の一部を改正する法律の施行に伴う介護保険の取扱いについて

計7枚（本紙を除く）

Vol.258

平成24年1月25日

厚生労働省老健局介護保険計画課

【 貴関係諸団体に速やかに送信いただきますようよろしくお願いいたします。 】

連絡先 TEL：03-5253-1111(内線2164、2260)
FAX：03-3503-2167



老介発 0125 第 1 号
平成 24 年 1 月 25 日

各都道府県介護保険担当主管部（局）長 殿

厚生労働省老健局介護保険計画課長



住民基本台帳法の一部を改正する法律の施行に伴う介護保険の取扱いについて

「住民基本台帳法の一部を改正する法律」（平成21年法律第77号。以下「改正住基法」という。）が平成21年7月15日に公布され、「出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する等の法律の施行期日を定める政令」（平成23年政令第419号）の規定により、平成24年7月9日（以下「改正住基法施行日」という。）から施行されることとなった（別添）。

介護保険制度の改正の内容及び改正住基法の施行に伴う介護保険の取扱いは下記のとおりであるので、管内市町村（特別区を含む。）に対し、周知徹底を図るとともに、その運用に遺漏のないようにされたい。

記

第一 介護保険制度の改正の内容（改正住基法附則第19条関係）

改正住基法の施行により、適法に3ヶ月を超えて在留する等の外国人であって住所を有する者等が住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）の適用対象となることに伴い、同法第30条の46又は第30条の47の届出があったときは、その届出と同一の事由に基づく介護保険法第12条第1項の届出があったものとみなすこととする。

第二 介護保険の取扱い

第1 被保険者資格の取扱いについて

介護保険の被保険者については、現在、外国人登録を行っていて、入国当初の在留期間が1年以上である者又は1年以上滞在すると認められる者であって一定の要件を満たすものを介護保険の被保険者としているところである。

改正住基法の施行により、適法に3か月を超えて在留する等の外国人であ

って住所を有する者等が住民基本台帳法の適用対象となることを踏まえ、改正住基法施行日以後、同法第 30 条の 45 に規定する外国人住民を介護保険の被保険者とする。

加えて、3 か月以下の在留期間を決定された者であっても、資料等により 3 か月を超えて滞在すると認められる者については、国民健康保険の被保険者資格の取扱いを踏まえ、介護保険においても被保険者として扱うことができることとする。

第 2 世帯の取扱いについて

改正住基法の施行により、住民基本台帳上で日本人と外国人が同一の世帯となることが可能になることを踏まえ、介護保険制度における世帯についても、住民基本台帳の世帯と同一のものとする。

第 3 被保険者証の取扱いについて

(1) 被保険者証の氏名表記の取扱いについて

改正住基法施行日以後、住民票における外国人の氏名表記が一定の方法に統一されるが、介護保険の被保険者証については、現行どおり、国において統一の方法を示すこととはしないため、保険者の判断による取扱いとしていただいて差し支えない。

(2) 被保険者証の有効期限の取扱いについて

改正住基法施行日以後、中長期在留者（在留カード交付対象者）については、住民票に在留期間満了の日が記載されることとなるが、現行どおり、介護保険の被保険者証には有効期限の記載は不要とする。

中長期在留者（入管法第十九条の三に規定する中長期在留者をいう。以下この表において同じ。）	特別永住者（日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特別法（平成三年法律第七十一号）以下この章において「入管特別法」という。）に定める特別永住者をいう。以下この表において同じ。）	一時庇護許可者（入管法第十八条の二第一項の許可を受けた者をいう。以下この表及び次条において同じ。）又は仮滞在許可者（入管法第六十条の二の四第一項の許可を受けた者をいう。以下この表において同じ。）
一 中長期在留者である旨 二 入管法第十九条の三に規定する在留カード（総務省令で定めるところ）にあつては、総務省令で定める書類）に記載されている在留資格、在留期間及び在留期間の満了の日並びに在留カードの番号	一 特別永住者である旨 二 入管特別法第七条第一項に規定する特別永住者証明書に記載されている特別永住者証明書の番号	一 一時庇護許可者又は仮滞在許可者である旨 二 入管法第十八条の二第四項に規定する上陸期間又は入管法第六十一条の二の四第二項に規定する仮滞在許可書に記載されている仮滞在期間

出生による経過滞在者(国内において出生した日本の国籍を有しない者のうち入管法第二十二條の第二項の規定により在留することができないものをいう。以下この表及び次条において同じ。又は国籍喪失による経過滞在者(日本の国籍を失った者のうち同項の規定により在留することができないものをいう。以下この表及び次条において同じ。))

出生による経過滞在者又は国籍喪失による経過滞在者である旨

(中長期在留者等が住所を定めた場合の転入届の特例)

第三十條の四十六 前条の表の上欄に掲げる者(出生による経過滞在者又は国籍喪失による経過滞在者を除く。以下この表及び次条において「中長期在留者等」という。が国外から転入をした場合(これに準ずる場合として総務省令で定める場合を含む。))には、当該中長期在留者等は、第二十二條の規定にかかわらず、転入をした日から十四日以内に、同条第一項第一号、第二号及び第五号に掲げる事項、出生の年月日、男女の別、国籍等、外国人住民となつた年月日並びに同表の上欄に掲げる者の区分に応じそれぞれ同表の下欄に掲げる事項を市町村長に届け出なければならない。この場合において、当該中長期在留者等は、市町村長に対し、同表の上欄に掲げる者の区分に応じそれぞれ同表の下欄に規定する在留カード、特別永住者証明書又は仮滞在許可書(一時庇護許可者にあつては、入管法第十八條の二第三項に規定する一時庇護許可書)を提示しなければならない。

(住所を有する者が中長期在留者等となつた場合の届出)

第三十條の四十七 日本の国籍を有しない者(第三十條の四十五の表の上欄に掲げる者を除く。)で市町村の区域内に住所を有するものが中長期在留者等となつた場合には、当該中長期在留者等となつた者は、中長期在留者等となつた日から十四日以内に、第二十二條第一項第一号、第二号及び第五号に掲げる事項、出生の年月日、男女の別、国籍等、外国人住民となつた年月日並びに同表の上欄に掲げる者の区分に応じそれぞれ同表の下欄に掲げる事項を市町村長に届け出なければならない。この場合においては、前条後段の規定を準用する。

(外国人住民の世帯主との続柄の変更の届出)

第三十條の四十八 第二十二條第一項、第二十三條、第二十五條及び前二條の場合を除くほか、世帯主でない外国人住民であつてその世帯主(外国人住民であるものに限る。)との続柄に変更があつたものは、その変更があつた日から十四日以内に、世帯主との続柄を証する文書を添えて、その氏名、世帯主との続柄及び変更があつた年月日を市町村長に届け出なければならない。ただし、政令で定める場合にあつては、この限りでない。

(外国人住民の世帯主との続柄を証する文書の提出)

第三十條の四十九 世帯主でない外国人住民であつてその世帯主が外国人住民であるものは、第二十二條第一項、第二十三條、第二十五條、第三十條の四十六又は第三十條の四十七の規定による届出をするときは、世帯主との続柄を証する文書を添えて、これらの規定に規定する届出をしなければならない。ただし、政令で定める場合にあつては、この限りでない。

(外国人住民に係る住民票の記載の修正等のための法務大臣からの通知)

第三十條の五十 法務大臣は、入管法及び入管特別法に定める事務を管理し、又は執行するに当たつて、外国人住民についての第七條第一号から第三号までに掲げる事項、国籍等又は第三十條の四十五の表の下欄に掲げる事項に変更があつたこと又は誤りがあることを知つたときは、遅滞なく、その旨を当該外国人住民が記録されている住民基本台帳を備える市町村の市町村長に通知しなければならない。

(外国人住民についての適用の特例)

第三十條の五十一 外国人住民に係る次の表の上欄に掲げる規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替へるものとする。

第十二條第五項	第五号及び第九号から第十四号まで	及び第十号から第十四号までに掲げる事項、第三十條の四十五に規定する国籍等並びに同条の表の下欄
第十二條の二第一項	第十二号まで及び第十四号	第四号まで、第七号、第八号、第十号から第十二号まで及び第十四号に掲げる事項、第三十條の四十五に規定する国籍等及び外国人住民となつた年月日並びに同条の表の下欄
第十二條の二第四項	第五号、第九号から第十二号まで及び第十四号	第十号から第十二号まで及び第十四号に掲げる事項、第三十條の四十五に規定する国籍等並びに同条の表の下欄
第十二條の三第一項	及び第六号から第八号までに掲げる事項	第七号及び第八号に掲げる事項並びに第三十條の四十五に規定する外国人住民となつた年月日
第十二條の四第一項	第七條第五号、第九号から第十二号まで及び第十四号	第七條第十号から第十二号まで及び第十四号
第十二條の四第四項	事項	事項、第三十條の四十五に規定する国籍等並びに同条の表の下欄に掲げる事項

第三十條第一項及び第二項中「に規定する」を「及び第三十條の四十五の規定により記載をすべきものとされる」に改める。

第三十條中「有しない者」の下に「のうち第三十條の四十五の表の上欄に掲げる者以外のもの」を加える。

第四十七條第二号中「第十二條の三まで」の下に「これらの規定を第三十條の五十一の規定により読み替へて適用する場合を含む。」を、「第十二條の四」の下に「第三十條の五十一の規定により読み替へて適用する場合を含む。」を加える。

第五十三條第一項中「又は第二十五條」を「第二十五條又は第三十條の四十六から第三十條の四十八まで」に改め、「第二十四條の二第一項若しくは第二項又は」を削り、同条第二項中「又は第二十五條」を「第二十五條又は第三十條の四十六から第三十條の四十八まで」に改める。

(附則)

第一條 この法律は、公布の日から起算して三年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 目次の改正規定、第五條及び第八條の改正規定、第十九條に一項を加える改正規定、第二十一條、第二十二條第一項、第二十六條、第二十七條第一項及び第二項並びに第二十八條から第三十條までの改正規定、第四章の二の次に一章を加える改正規定、第三十四條第一項及び第二項、第三十九條並びに第四十七條第二号の改正規定、第五十三條の改正規定、同条第一項の改正規定(第三十條の二第一項若しくは第二項又は「を削る部分に限る。」を除く。))並びに別表第一の四十四の項の改正規定並びに次条第二項及び第三項、附則第四條から第十号まで及び第十三條から第二十條までの規定、附則第二十一條の規定(行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律(平成十四年法律第五十一号)別表住民基本台帳法(昭和四十二年法律第八十一号)の項の改正規定(及び第三十條の三第一項)を、「第三十條の三第一項及び第三十條の四十六から第三十條の四十八まで」に改める部分に限る。))並びに附則第二十二條の規定、出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特別法の一部を改正する等の法律(平成二十一年法律第七十九号。以下「入管法等改正法」という。))の施行の日

二 附則第三條及び第二十三條の規定 この法律の公布の日又は入管法等改正法の公布の日いずれか遅い日

(適用区分等)

- 第二条 この法律による改正後の住民基本台帳法（以下「新法」という。）第二十四条の二及び第三十条の四十四第五項から第十一項までの規定は、この法律の施行の日以後に同条第三項の規定により同条第一項に規定する住民基本台帳カード（以下この項において「住民カード」という。）の交付を受ける者及びこの法律の施行の際現に条例利用住民カード（この法律による改正前の住民基本台帳法第三十条の四十四第八項の規定による利用が行われていた住民カードをいう。以下この項において同じ。）以外の住民カードの交付を受けている者について適用し、この法律の施行の際現に条例利用住民カードの交付を受けている者については、なお従前の例による。
- 2 新法第二十二條及び第三十條の四十六の規定は、新法第三十條の四十五に規定する外国人住民（以下「外国人住民」という。）が前条第一項に定める日（以下「第一号施行日」という。）以後に新法第二十二條第一項に規定する輸入をし、外国人住民が第一号施行日以後に新法第三十條の四十六に規定する中長期在留者等になった場合について適用する。
- 3 新法第三十條の四十七の規定は、外国人住民が第一号施行日以後に新法第三十條の四十六に規定する中長期在留者等になった場合について適用する。
- 第三条 市町村長（特別区の区長を含む。以下同じ。）は、附則第一条第二号に定める日から第一号施行日の前日までの範囲内において政令で定める日（以下この条において「基準日」という。）現在において次の各号に掲げる要件のいずれにも該当する者につき、基準日後速やかに、個人を単位として、新法第七條第一号から第四号まで、第七号、第八号、第十号から第十二号の二まで及び第十四号に掲げる事項（国籍等（新法第三十條の四十五に規定する国籍等をいう。以下同じ。）並びに新法第三十條の四十五の表の上欄に掲げる者の区分に応じそれぞれ同表の下欄に掲げる事項を記載した住民票を作成しなければならぬ。）を、以下同じ。）の外国人登録原票（外国人登録法（昭和二十七年法律第二十五号）第四條第一項に規定する外国人登録原票をいう。以下この条において同じ。）に登録されていること。
- 二 第一号施行日において当該市町村の外国人住民に該当する者であると見込まれること。
- 2 市町村長は、基準日後第一号施行日の前日までの間に、前項各号に掲げる要件のいずれにも該当することとなつた者につき、同項に規定する住民票（以下「仮住民票」という。）を作成することとができる。
- 3 仮住民票の記載は、外国人登録原票、新法第七條第十号から第十一号の二までに規定する国民健康保険の被保険者の資格、後期高齢者医療の被保険者の資格、介護保険の被保険者の資格、国民年金の被保険者の資格及び児童手当の支給を受けている者の受給資格に関する記録並びに次項の規定により法務大臣から提供を受けた情報に基づき行うものとする。
- 4 法務大臣は、市町村長から仮住民票の作成に関し求めがあつたときは、新法第七條第一号から第三号までに掲げる事項（国籍等又は新法第三十條の四十五の表の下欄に掲げる事項に関する情報を提供するものとする。）を、以下同じ。）の外国人住民に該当する者であると見込まれること。
- 5 市町村長は、第一項又は第二項の規定により仮住民票を作成したときは、その作成の対象とされた者に対し、直ちに、その者に係る仮住民票の記載事項を通知しなければならない。
- 6 前各項に定めるもののほか、仮住民票の記載、消除又は記載の修正その他の仮住民票に関し必要な事項は、政令で定める。
- 第四条 前条の規定により作成した仮住民票は、第一号施行日において、住民票になるものとする。
- 2 市町村長は、前項の住民票に係る外国人住民と同一の世帯に属する日本の国籍を有する者の住民票について、同項の住民票が作成されたことに伴い新法第七條第四号に掲げる事項に変更が生じたときは、第一号施行日において記載の修正をしなければならない。
- 3 新法第六條第二項の規定により世帯を単位とする住民票を作成している市町村長は、外国人住民及び日本の国籍を有する者が属する世帯については、同条第一項及び第二項の規定にかかわらず、第一号施行日以後世帯を単位とする住民票に外国人住民の記載をするために必要な期間に限り、個人を単位とする第一項の住民票と世帯を単位とする日本の国籍を有する者に係る住民票を世帯ごとに編成して、住民基本台帳を作成することをもって、世帯を単位とする住民票の作成に代えることができる。

第五条 附則第一条第一号に掲げる規定の施行の際現に外国人住民である者（第一号施行日の前日までに第一号施行日における住所地の市町村長から附則第三条第五項の規定による通知を受けた者であつて総務省令で定めるものを除く。）は、第一号施行日から十四日以内に、新法第二十二條第一項の第一号、第二号及び第五号に掲げる事項（出生の年月日、男女の別、国籍等並びに新法第三十條の四十五の表の上欄に掲げる者の区分に応じそれぞれ同表の下欄に掲げる事項を市町村長に届け出なければならない。）の場合においては、新法第三十條の四十六後段の規定を準用する。

2 前項の規定による届出は、新法第四章の三の規定による届出とみなして、新法第八條、第二十六條、附則第二十七條第一項及び第二項並びに第二十八條から第二十九條の二までの規定を適用する。

第六条 附則第二十七條第一項の住民票又は前条の規定の適用を受ける外国人住民に係る住民票については、新法第三十條の四十五の規定にかかわらず、外国人住民となつた年月日（同条に規定する外国人住民となつた年月日をいう。）に代えて、第一号施行日を記載するものとする。

第七条 入管法等改正法附則第十五條第一項の規定により在留カード（出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号）第十九條の三に規定する在留カードをいう。以下この条において同じ。）とみなされて外国人登録証明書（入管法等改正法第四條の規定による廃止前の外国人登録法に規定する外国人登録証明書）をいう。以下この条において同じ。）又は入管法等改正法附則第二十八條第一項の規定により特別永住者証明書（日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特別法（平成三年法律第七十一号）第七條第一項に規定する特別永住者証明書）をいう。以下この条において同じ。）とみなされている外国人登録証明書は、それぞれ在留カード又は特別永住者証明書とみなして、新法第四章の三及び第六章の規定並びに附則第五條第一項後段において準用する新法第三十條の四十六後段の規定を適用する。

第八条 地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二條の十九第一項の指定都市に対する附則第三条から第五條までの規定の適用については、区を市と、区長を市長とみなす。

第九条 外国人住民については、第一号施行日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日までは、新法第十二條の四、第二十四條の二、第四條の二及び第三十條の四十五（新法第七條第十三号に係る部分に限る。）の規定は、適用しない。

（過料）

第十条 附則第五條第一項の規定による届出に關し虚偽の届出（同条第二項の規定により適用するものとされた新法第二十八條から第二十九條の二までの規定による付記を含む。）をした者は、その行為について刑を科すべき場合を除き、五万円以下の過料に処する。

2 正当な理由がなく附則第五條第一項の規定による届出をしない者は、五万円以下の過料に処する。

3 前二項の規定による過料についての裁判は、簡易裁判所がする。

（過料に関する経過措置）

第十一条 この法律の施行の日前にした行為に対する過料に関する規定の適用については、なお従前の例による。

（政令への委任）

第十二條 附則第一条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

（国民健康保険法の一部改正）

第十三條 国民健康保険法（昭和三十三年法律第九十二号）の一部を次のように改正する。

第十三條 國民健康保險法（昭和三十三年法律第九十二号）を、「第二十五條、第三十條の四十六又は第三十條の四十七」に改める。

（附則第五條第一項の届出に係る国民健康保険法の届出の特例）

第十四條 附則第五條第一項の規定による届出及び同条第二項の規定により適用するものとされた新法第二十八條の規定による付記は、それぞれ新法第三十條の四十七の規定による届出及び新法第二十八條の規定による付記とみなして、前条の規定による改正後の国民健康保険法第九條第十二項の規定を適用する。

（国民年金法の一部改正）

第十五條 國民年金法（昭和三十四年法律第四十一号）の一部を次のように改正する。

第十二條第三項中「第二十四條まで」の下に、「第三十條の四十六又は第三十條の四十七」を加え、「附記」を「付記」に改める。

(附則第五条第一項の届出に係る国民年金法の届出の特例)
 第十六条 附則第五条第一項の規定による届出及び同条第二項の規定により適用するものとされた新法第二十九条の規定による付記は、それぞれ新法第三十条の四十七の規定による届出及び新法第二十九条の規定による付記とみなして、前条の規定による改正後の国民年金法第十二条第三項の規定を適用する。

(高齢者の医療の確保に関する法律の一部改正)
 第十七条 高齢者の医療の確保に関する法律(昭和五十七年法律第八十号)の一部を次のように改正する。

第五十四条第十項中「又は第二十五条」を、「第二十五条、第三十条の四十六又は第三十条の四十七」に改める。

(附則第五条第一項の届出に係る高齢者の医療の確保に関する法律の届出の特例)
 第十八条 附則第五条第一項の規定による届出及び同条第二項の規定により適用するものとされた新法第二十八条の二の規定による付記は、それぞれ新法第三十条の四十七の規定による届出及び新法第二十八条の二の規定による付記とみなして、前条の規定による改正後の高齢者の医療の確保に関する法律第五十四条第十項の規定を適用する。

(介護保険法の一部改正)
 第十九条 介護保険法(平成九年法律第二百二十三号)の一部を次のように改正する。

第十二条第五項中「又は第二十五条」を、「第二十五条、第三十条の四十六又は第三十条の四十七」に改める。

(附則第五条第一項の届出に係る介護保険法の届出の特例)
 第二十条 附則第五条第一項の規定による届出及び同条第二項の規定により適用するものとされた新法第二十八条の三の規定による付記は、それぞれ新法第三十条の四十七の規定による届出及び新法第二十八条の三の規定による付記とみなして、前条の規定による改正後の介護保険法第十二条第五項の規定を適用する。

(行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律の一部改正)
 第二十一条 行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律の一部を次のように改正する。

別表住民基本台帳法(昭和四十二年法律第八十一号)の項中「第二十四条の二第一項に規定する付記転出届をする場合及び同条第二項に規定する世帯員に関する付記転出届をする」を「第二十四条の二第一項本文及び第二項本文の規定の適用を受ける」に、及び第三十条の三第一項を「第三十条の三第一項及び第三十条の四十八から第三十条の四十八まで」に改める。

(電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律の一部改正)
 第二十二条 電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律(平成十四年法律第五百十三号)の一部を次のように改正する。

附則に次の一条を加える。

(外国人住民についての適用の特例)
 第六条 住民基本台帳法の一部を改正する法律(平成二十一年法律第七十七号)附則第九条に規定する政令で定める日までに「記録されている者(住民基本台帳法(昭和四十二年法律第八十一号)第三十条の四十五に規定する外国人住民を除く。）」とする。

(検討)
 第二十三条 政府は、現に本邦に在留する外国人であつて出入国管理及び難民認定法第五十四条第二項の規定により仮放免をされ当該仮放免の日から一定期間を経過したものの現に本邦に在留する外国人であつて同法又は日本国と日本との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の規定により本邦に在留することができ者以外のものについて、入管法等改正法附則第六十条第一項の趣旨を踏まえ、第一号施行日以後においてもなおその者が行政上の便益を受けられることとなるようにするとの観点から、必要に応じて、その者に係る記録の適正な管理の在り方について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

総務大臣 佐藤 勉
 法務大臣 森 英介
 厚生労働大臣 森 要一
 内閣総理大臣 麻生 太郎

出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する等の法律の施行期日を定める政令をここに公布する。

御 名 御 璽

平成二十三年十二月二十六日

内閣総理大臣臨時代理
国務大臣 藤村 修

政令第四百十九号

出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する等の法律の施行期日を定める政令

内閣は、出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する等の法律（平成二十一年法律第七十九号附則第一条（第一号から第三号まで及び第五号を除く）の規定に基づき、この政令を制定する。

出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する等の法律の施行期日は平成二十四年七月九日とし、同法附則第一条第四号に掲げる規定の施行期日は同年一月十三日とする。

内閣総理大臣臨時代理

国務大臣 藤村 修
総務大臣 川端 達夫
法務大臣 平岡 秀夫
厚生労働大臣 小宮山 洋子
国土交通大臣 前田 武志